

2 沖縄県立浦添商業高等学校評議員規定

(目的)

第1条 この規定は、「沖縄県立高等学校管理規則第62条」及び、「沖縄県立学校学校評議員設置要綱」に基づき、県立浦添商業高等学校学校評議員について必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 学校評議員は、校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じ、学校運営に関する事項について意見を述べるものとする。

2 校長は、学校評議員の意見に資するよう、学校評議員に対し、学校の活動状況等について十分説明するものとする。

3 校長が、学校評議員に意見を求める事項は、学校の教育方針、教育計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方など学校運営の基本方針や重要な活動に関する事項とする。

(構成)

第3条 学校評議員の数は、5人以内とする。

2 校長は、学校評議員の趣旨を踏まえ、保護者、有識者、地域や産業界等の幅広い分野から学校評議員としてふさわしいと認める者を推薦し、沖縄県教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその学年度末までとする。ただし、校長は、学校評議員に特別な事情が生じたときは、教育委員会に当該学校評議員の解任を申し出ることができる。

なお、特別な事情とは、

ア 学校評議員がこの規定の趣旨に反する行為をした場合

イ 学校評議員として不適切な行為があると認められる場合

ウ 学校評議員が心身の故障のため、職務の遂行ができないと認められる場合

などをいう。

2 校長は、学校評議員に欠員が生じた場合、速やかに学校評議員としてふさわしいと認める者を、教育委員会に推薦する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 学校評議員は、3年を限度として再任されることができる。

(守秘義務)

第5条 学校評議員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議員を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 校長は、各学期に少なくとも1回、学校評議員による会議を招集し、これを主宰する。

2 会議の運営は、校長の責任と権限において行い、学校教育に関する地域住民等の意見形成や調整を行うものではない。

3 会議は、学校評議員一人一人がそれぞれの責任において意見を述べるものであり、決定を行うものではない。また、学校運営の意志決定の過程に関与するものではない。

(会議録の公表)

第7条 校長は、会議における学校評議員の意見をとりまとめ、広く公表に努めるものとする。

2 会議録を公表するに当たっては「沖縄県情報公開条例」及び「沖縄県個人情報保護条例」に基づき、プライバシーの保護等に十分配慮するものとする。

(報償費等)

第8条 学校評議員に対する報償費等は、予算の範囲内において支給する。

附 則

この規定は、平成13年4月1日から施行する。